

東大和市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部
を改正する条例

東大和市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和4年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	373,200円
2	420,600円
3	470,700円
4	536,700円
5	609,300円
6	693,300円
7	780,000円

第7条第4項中「別表第1備考3に掲げる」を「別表第1に掲げる1級29号給の」に改める。

第8条中「第3条中」を「給与条例第3条中」に、「第16条の3第1項中」を「給与条例第16条の3第1項中」に、「第17条第2項中」を「給与条例第17条第2項中」に、「100分の172.5」を「100分の175」に、「第20条中」を「給与条例第20条中」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 号議案

東大和市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年 月 日

提出者

東大和市長 和地 仁美